

平成 29 年 9 月 28 日

地方厚生（支）局医療課
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について

平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、「平成 28 年熊本地震に伴う保険診療関係等の特例措置の期間について」（平成 29 年 3 月 30 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）において、平成 29 年 9 月 30 日までの取扱いとすることを示していたところであるが、同年 10 月 1 日以降の取扱いは、下記のとおりとするので、貴管下の関係団体、保険医療機関及び保険薬局に周知徹底を図るようよろしくお願いしたい。

また、今後、特例措置の必要性を把握するため、特例措置を利用する保険医療機関及び保険薬局（以下「保険医療機関等」という。）への資料提出依頼や訪問調査等を行うことを予定しており、詳細については追って連絡することとしているので、その際には別途対応をよろしくお願いしたい。

なお、「平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の期間延長等について」（平成 29 年 3 月 30 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）は、平成 29 年 9 月 30 日限り廃止する。

記

- 1 保険医療機関等において平成 29 年 10 月 1 日以降に特例措置を利用する場合は、別紙の「平成 28 年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の利用に関する届出書」（以下「届出書」という。）により平成 29 年 10 月 27 日までに地方厚生（支）局へ届出を行い、当該届出が認められた場合は、平成 30 年 3 月 31 日まで特例措置を利用することができる。

なお、届出にあたって届出書に併せて提出が必要な資料（別紙2、4、5等）は、
「平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置の概要」（別添）に記載しているの
で、それに沿って対応すること。

2 平成28年熊本地震に伴う保険診療の特例措置（別添参照）については、被災の
影響により施設基準等を満たせなくなった場合の利用を原則とするものである。

したがって、地方厚生（支）局に届出の際、特例措置の利用が被災の影響による
のものであると認められない場合、特例措置を利用すれば新たな施設基準等を満たす
ことができる場合又は特例措置を利用しなくても施設基準等を満たすことができ
ている場合においては、届出を認めないものとする。

ただし、上記1及び2については、今後、被災者や被災医療機関等の状況に変化
があり、必要がある場合には別途対応を検討することとしており、被災者や被災医
療機関等の状況に変化があった場合は、その旨を地方厚生（支）局に申し出ること。

3 上記の取扱いについては、平成28年熊本地震による被災に伴う医療提供体制の
状況等に鑑み特例的に行う措置であり、保険医療機関等において、特例措置を利用
する際には、職員の勤務状況、健康状態等に配慮するようお願いする。

厚生労働省保険局医療課企画法令第一係

TEL：03-5253-1111(内線 3288)

FAX：03-3508-2746